

参加費
無料

令和4年度 労働環境改善講座
「奨学金返還支援助成金」の対象企業になります！

人材確保&育成による 業務効率向上セミナー

人材確保と育成により企業への人材の定着を目指し、業務効率の向上を図るため、労働環境に関する諸問題の解決のヒントを一緒に考えてみませんか。

日時

11/4(金)

14:00~15:30

会場

富士宮市役所4階 410会議室

対象

経営者・総務、人事担当者など
※制限等はありません。

定員

20名



©富士宮市さくやちゃん

お問合せ

富士宮市商工振興課 鈴木 電話：0544-22-1154 FAX：0544-22-1385

主催 富士宮市

共催 静岡働き方改革推進支援センター

後援 富士宮商工会議所

講師 村松 秀雄 氏

(株)ミラクス 代表取締役

社会保険労務士

静岡働き方改革推進センター 派遣講師



生産現場において生産管理を15年経験してきたことを基盤とし、社会保険労務士業務をベースに静岡県内の中小企業の働きやすい職場づくりと人材育成を支援。人材育成コンサルタントとして、ヒアリングによる現状分析からプラン作成を行うなど、多くの企業の人材育成に携わる。また、新入社員研修、管理職研修などの各社員研修の講師としても多数の実績を持つ。

富士宮市奨学金返還支援助成金について

富士宮市は平成30年4月より、市内産業を担う人材の確保を図るために、市内の中小企業者の事業所等に就職し、市内に居住し、奨学金を返還している従業員に対して、その返済の一部を支援する助成金を交付する制度を創設しました。

制度の概要

- ◇ 助成の金額は、**奨学金返還残金の2分の1（限度額は年間12万円）**となります。
- ◇ 助成の期間は、対象となる従業員に対して**2年間**とします。
- ◇ 返還支援の対象となる奨学金制度は、日本学生支援機構奨学金又はこれに準ずる奨学金制度となります。

助成の対象

- ◇ **富士宮市が実施する「労働環境改善講座」（本講座）を受講した市内中小企業に就職した方が対象**となります。
- ◇ 上記に就労開始した日以降において、対象となる奨学金返還をしており、かつ40歳以下の年齢の方。
- ◇ 上記に就労開始した日以降において、当市に住民登録のある方。
- ◇ 市税の滞納がない方。
- ◇ 平成30年4月以降に就業した方。

詳細につきましては「市HP>事業者の皆さんへ>産業・環境>労働・雇用>富士宮市奨学金返還支援助成金」にて、ご参照いただけます。

受講申込書

参加申込書【令和4年10月26日（水）締切】

申込先 商工振興課 FAX:0544-22-1385

企業名		
参加者 1	所属・役職	ふりがな 氏名
	TEL	FAX
	E-mail	
参加者 2	役職	参加者名
		ふりがな